

法人保証における申請要件及び書類の提出について

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

1 法人による連帯保証人について

連帯保証人については個人を原則とする。ただし、やむを得ず個人の連帯保証人が立てられない場合は、法人が連帯保証人となることを可能とする。

2 要件

以下（１）～（７）のすべてを満たす法人

- （１）申込者の就労先が、介護業務等に従事したことによる返還免除の対象となる場合に、埼玉県内でその施設等を運営する法人。
- （２）申し込み時点において法人設立から５年以上経過している法人
- （３）過去（原則５年）において、次のいずれにも該当しない法人
 - ①営業の廃止又は解散をしている
 - ②破産、民事再生、特別清算等の申立てをしている
 - ③財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分を受けている
 - ④財産上の信用に係る競売、強制執行、遅滞処分等を受けている
 - ⑤営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けている
- （４）以下のすべてを満たし、保証能力を有することが確認できる法人
 - ①直近３年間の純資産（資産合計－負債合計）がプラスであること
 - ②本貸付事業における申請時点の連帯保証金額の累計（返還免除となったものは除く）と新たに申請する連帯保証金額の合計が、余剰金（流動資産－流動負債）の３０％以内であること
 - ③その他、決算書等により財務状況が健全であることが確認できること
- （５）連帯保証人になることについて、法人の理事会または取締役会において承認されている法人
- （６）申込者と法人との雇用契約書、または申込者との関係が明確になる証明書の提出が可能なこと
- （７）申請時における法人の財務状況等により、１法人では連帯保証人として認めることが難しいと審査で判断された場合、他の連帯保証人の追加について対応できること。

3 留意事項

- （１）連帯保証人となる法人は、修学生が所定期間介護業務等に従事して返還免除となるまでの間、修学生の状況を把握し、支援できる関係であること。
- （２）貸付が決定した後は、退学や退職等により修学生と連帯保証人となった法人との関係が変化したり、関係がなくなったりしても、法人は連帯保証人としての責務を負うこと。
- （３）法人においては、連帯保証人になっている修学生の修学・就業状況や、返還になっている場合は返還状況等を役員会や取締役会で報告するなど、法人として把握するよう努めること。

4 提出書類について

(1) 法人から直接、県社協に提出するもの

	提出書類								
1	登記事項証明書（発行後3ヶ月以内の原本）								
2	連帯保証人になることについて、法人としての決定が確認できる書類 <u>（原本証明あり）</u> ・理事会や取締役会等の議事録の写し等 ※議事録の写しには、令和7年度に新たに連帯保証を申請する<u>人数及び保証金額</u>について承認されたことがわかる記載があること。								
3	直近3か年の決算書（拠点別・事業別明細は含まない） <table border="1"> <thead> <tr> <th>社会福祉法人</th><th>医療法人、株式会社など</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・貸借対照表</td><td>・貸借対照表</td></tr> <tr> <td>・資金収支計算書</td><td>・損益計算書</td></tr> <tr> <td>・事業活動計算書</td><td>・キャッシュフロー計算書（作成している場合）</td></tr> </tbody> </table> ※令和7年度より、決算書に限りデータ提出（Webサイト情報の共有又はメール送付）とさせていただきます。別紙「法人保証による提出書類一覧表法人用（P36）」をご確認ください。	社会福祉法人	医療法人、株式会社など	・貸借対照表	・貸借対照表	・資金収支計算書	・損益計算書	・事業活動計算書	・キャッシュフロー計算書（作成している場合）
社会福祉法人	医療法人、株式会社など								
・貸借対照表	・貸借対照表								
・資金収支計算書	・損益計算書								
・事業活動計算書	・キャッシュフロー計算書（作成している場合）								

【提出部数】 各1部

※別紙「法人保証による提出書類一覧表法人用」を記入し、同封してください。

【提出先】 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 福祉人材センター 貸付担当
〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 1階
TEL 048-824-3370

【提出期限】 令和7年10月31日（金）必着

(2) 法人が作成し、各養成施設を通じて借受希望者が提出するもの

	提出書類
1	連帯保証人と申込者との関係が分かる書類 ・勤務証明書又は雇用契約書の写し
2	法人による連帯保証に関する同意書（埼玉県社協指定様式）

【提出先】 各養成施設を通じて借受希望者が提出すること。

【提出期限】 各養成施設の提出期限による。

法人保証による提出書類一覧表 法人用

法人名	
法人連絡先電話番号	
法人連絡担当者名	
令和7年度埼玉県介護福祉士 修学資金貸付において 法人が連帯保証人となる人数	_____人

【以下、法人から直接、県社協に提出するもの（チェックを記入）】

	提出書類	チェック								
1	登記事項証明書（発行後3ヶ月以内の原本）	☐								
2	連帯保証人になることについて、法人としての決定が確認できる書類 <u>（原本証明あり）</u> ・理事会や取締役会等の議事録の写し等 ※議事録の写しには、令和7年度に新たに連帯保証を申請する <u>人数及び保証金額について承認されたことがわかる</u> 記載があること。	☐								
3	直近3か年の決算書（拠点別・事業別明細は含まない） <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">社会福祉法人</th> <th style="width: 50%;">医療法人、株式会社など</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・貸借対照表</td> <td>・貸借対照表</td> </tr> <tr> <td>・資金収支計算書</td> <td>・損益計算書</td> </tr> <tr> <td>・事業活動計算書</td> <td>・キャッシュフロー計算書（作成している場合）</td> </tr> </tbody> </table> ＊Webサイトに公開している場合、URLを記入してください。 URL： _____ サイト名： _____ ＊Webサイトに公開していない場合は、メールにて送付してください。 宛先： shinshikin@fukushi-saitama.or.jp 件名：「介護福祉士修学資金貸付 法人保証資料」としてください。	社会福祉法人	医療法人、株式会社など	・貸借対照表	・貸借対照表	・資金収支計算書	・損益計算書	・事業活動計算書	・キャッシュフロー計算書（作成している場合）	紙での 提出不要 ☐ URL 共有 ☐ メール 送付
社会福祉法人	医療法人、株式会社など									
・貸借対照表	・貸借対照表									
・資金収支計算書	・損益計算書									
・事業活動計算書	・キャッシュフロー計算書（作成している場合）									

- ・埼玉県社会福祉協議会では、申請書類が全て整っている場合に、その記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。
- ・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
- ・1法人では連帯保証人として認めることが難しいと審査で判断された場合、他の連帯保証人の追加について対応いただくことがあります。
- ・別途、法人が作成し、各養成施設を通じて借受希望者が提出する書類があります。